告 示

埼玉県告示第百二号

たので、 田二・三丁目地区土地区 の規定により、 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第三十条の二第二項 同条例第三十条 新座市から新座市の の三の 画整理事業に 規定により、 区 |域内に 0 V 7 おい 環境影響評 次 0 て行わ とおり縦 価 れた新座都市計 覧に供する。 事後調査書の 提出があ 画事業大和

令和五年二月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所

新座市都市計画課

所沢市マチごとエコタウン推進課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市都市計画課

一縦覧の期間

令和五年二月 七 日 火 か ら令和五年三月七日 火 まで (ただし、 土 曜 日

日曜日及び祝日を除く。)